

焼津市観光施設情報オープンデータ化に関する規約

焼津市観光施設情報オープンデータ化に関する規約（以下「本規約」という。）は、焼津市（以下「本市」という。）が公開する観光施設オープンデータに掲載する施設情報の提供及び収集に関し必要な事項を定める。

第1条 目的

本市内で事業を営む店舗や施設などの観光施設情報を収集し、地域の魅力を発信する手段として、一元的にオープンデータ化し、二次利用を可能とすることで、観光客等の情報入手機会を増やし、本市への集客及び市内周遊の促進につなげることを目的とする。

第2条 情報提供者及び情報提供者の責務

- 1 情報提供者は、本市内に所在する店舗や施設などの観光施設を営む者及び（一社）焼津市観光協会とする。ただし、以下に該当する者は除く。
 - （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類する事業を営む者
 - （2）法令に違反している事業者
 - （3）民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
 - （4）行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - （5）役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である事業者
 - （6）前各号に掲げるもののほか、観光施設情報を発信する事業者として不適当であると認められるもの
- 2 情報提供者は、前条の目的に賛同し、本市の観光振興に資するため、自らが管理運営する施設の情報を提供するものとする。
- 3 情報提供者は、次の内容を遵守しなければならない。
 - （1）提供する情報の正確性を確保すること。
 - （2）提供した情報に変更があった場合は、速やかに本市に連絡すること。

第3条 禁止行為

- 1 情報提供者は、次の行為を行ってはならない。
 - （1）虚偽の情報の提供
 - （2）他者になりすました情報提供
 - （3）本規約第5条に掲げる情報の提供
 - （4）その他、本規約の目的にそぐわない情報提供

第4条 収集する情報

1 収集する情報は次のとおりとする。

- (1) 事業者名
- (2) 代表者の氏名及び役職
- (3) 事業所の所在地
- (4) 事業者の代表電話番号
- (5) 担当者氏名
- (6) 連絡先電話番号・メールアドレス
- (7) 店舗・施設に関する情報
- (8) 店舗・施設の外観写真
- (9) その他本市が必要と判断する情報

2 収集情報の区分及び種類は次のとおりとする。

- (1) 収集情報の区分は、「食事」、「体験・見どころ」、「日帰り温泉」、「買い物」、「スポーツその他」、「宿泊」とする。
- (2) 収集情報は、次に掲げるいずれかの種類に分類する。

ア 食事

・すし ・和食 ・洋食 ・喫茶店・カフェ ・居酒屋 ・ナイト ・その他料理

イ 体験・見どころ

・見学・体験 ・見どころ

ウ 日帰り温泉

・焼津温泉 ・その他温泉

エ 買い物

・魚・水産加工品 ・魚河岸シャツ・染物・衣料 ・釣具 ・お菓子 ・お茶 ・お酒 ・その他買物

オ スポーツその他

・スポーツ ・レジャー ・レンタカー

カ 宿泊

・観光ホテル ・ビジネスホテル ・旅館 ・民宿 ・公共 ・一棟貸施設

第5条 収集除外情報等

次に掲げる情報は収集、公開しないこととする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の信用若しくは品位を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) その他前各号のほか、観光施設情報として発信するに適當でないもの

第6条 情報の収集及び取り扱い

- 1 情報収集は、本市 WEB サイトに掲載する情報提供フォームを経由して行う。ただし、(一社) 焼津市観光協会が保有する焼津 MAP 掲載店舗に係る情報の収集については、他の電磁的方法により行う。
- 2 収集した情報は、本規約に基づき、観光施設情報として公開すると本市が決定したときは、第4条1項(7)及び(9)に該当する文字情報を、オープンデータとして、ふじのくにオープンデータカタログ「焼津市_0005_観光施設一覧」(URL : <https://opendata.pref.shizuoka.jp/dataset/9560.html>) 等へ公開し、第三者への提供を行うこととする。なお、本市が公開不可と判断した情報について、情報提供者への個別の報告等は原則行わない。
- 3 情報の公開後であっても、本規約の目的等にそぐわない情報であると認められる時は、情報提供者の確認を行うことなく本市の判断により情報を削除することができる。
- 4 収集した情報の公開期間は当該年度末までとし、翌年度公開分の情報については、市が別途、募集期間を設定して収集を行う。

第7条 情報提供フォームの停止

本市は、次のいずれかの事由があると判断した場合、事前に通知することなく、情報提供フォームの提供を停止又は中断することができる。

- (1) 情報提供フォームに係るサーバ等の保守点検又はシステムの更新を行う場合
- (2) 地震、落雷、火災、停電、その他の不可抗力により、情報提供フォームの提供が困難となった場合
- (3) 情報提供フォームに係るサーバ又はネットワークが事故等により停止した場合
- (4) その他、本市が情報提供フォームの提供が困難と判断した場合

第8条 免責事項

- 1 情報提供者により提供された情報によって、情報提供者又は第三者が被った不利益又は損害について、本市の故意又は重過失によるものである場合を除き、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 2 情報提供者が第3条又は第5条に違反した行為によって、本市又は第三者が損害を被った場合は、情報提供者がこれを補償するものとする。

第9条 本規約の変更

本市は、必要に応じて、情報提供者へ事前に通知することなく本規約を変更することができる。

第10条 その他

- 1 情報提供者は本規約を遵守しなければならない。
- 2 本規約の解釈、適用に当たっては、日本国の国内法を準拠法とする。
- 3 本市と情報提供者との間で生じた紛争については、相互で誠実に対応し解決に努めることとする。
- 4 前項により解決が図られず、司法の判断を求める場合には、日本国静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、必要な手続を行うこととする。

附則

この利用規約は、令和5年3月1日から施行する。